

税理士・職員・ご家族のための

日本税理士共済会の 選べる医療保障

マイセレクト

無配当医療保障保険(団体型) *団体保障にご加入いただいていない方もご加入いただけます。
— 募集のご案内 —

代理請求制度が指定代理請求制度に変更となりました。

(「制度の内容と取扱い」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご確認ください。)

		申込締切日	責任開始期
中途 加入	第1期	2025年 5月 9日(金)	2025年 8月 5日
	第2期	2025年 9月 10日(水)	2025年 11月 5日
	第3期	2025年 12月 10日(水)	2026年 2月 5日
	第4期	2026年 3月 10日(火)	2026年 5月 5日

新規加入および増額申込み以降で、責任開始期までに告知に該当する事項が生じた場合には、告知書の提出が必要となります。(詳細は「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご参照ください。)

- 病気やけがによる入院・手術・死亡を保障
さらにご自身のニーズに合わせてさまざまなオプションを追加することができます
- 1泊2日以上入院から対象で、1入院1,004日、通算1,095日まで保障
入院給付金日額は基本保障1口あたり5,000円、最高3口(15,000円)まで加入できます
- 本人の加入を前提に、配偶者・こどもの加入が可能
- 保険期間は1年間(2025年8月5日～2026年8月4日)
毎年見直せる掛け捨て保険でライフプランに合った保障を準備できます

ご意向(ニーズ)確認のお願い

「無配当医療保障保険(団体型)」へのご加入に際しまして、申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかのご確認をお願いいたします。以下の「ご確認事項」をご確認のうえ、お手続きください。

..... ご確認事項

この保険は、病気やけがによる所定の入院等の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容等(主に以下の内容)について申込者さま全員(配偶者・子ども含む)のご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- 保障内容(目的とする給付事由が含まれていますか)
- 保険期間(目的とする期間の保障となっていますか)
- 負担金(負担金の水準、払込方法、払込期間はニーズに合致していますか)
- 配当金(配当金のない商品です。ニーズに合致していますか)
- 保障額(保険金額、給付金額は必要な金額となっていますか)

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルは
こちら



- 申込方法 同封の〈2025年度 選べる「医療保障」マイセレクト申込書兼告知書〉に必要事項をご記入・ご押印いただき、返信用封筒で共済会宛にお送りください。
- 申込書提出先 日本税理士共済会

お申し込み/お問い合わせは

にちせいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5F

TEL.03-5740-0321 FAX.03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com URL http://www.zeirishikyosai.com

制度の内容と取扱い

● ご加入いただける方

本人(税理士・専従者・職員)…健康で正常に就業している2025年8月5日現在満15歳以上69歳6ヶ月以下(昭和31年2月6日以降生まれ)の方
配偶者…本人の配偶者(公的医療保険制度(健康保険)の加入者であり、かつ同一戸籍の方)で健康で正常に日常生活を営む2025年8月5日現在満18歳以上69歳6ヶ月以下(昭和31年2月6日以降生まれ)の方

子ども…本人の子ども(本人が加入する公的医療保険制度(健康保険)の被扶養者であり、かつ同一戸籍の方)で健康で正常に日常生活を営む2025年8月5日現在0歳~22歳6ヶ月以下(平成15年2月6日以降生まれ)までの方

※配偶者・子どもの加入は被保険者となることへの同意および本人の加入が前提となります。子どもが加入する場合は、対象となる子どもは全員加入してください。

※配偶者・子どもの口数は、本人以下での取扱いとなります。

※夫婦ともに本人加入資格を満たす場合にはそれぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。

※本人・配偶者については、更新時74歳6ヶ月以下(昭和26年2月6日以降生まれ)まで継続して加入できます(但し、69歳6ヶ月超の方は基本保障1口を限度、オプション保障は継続できません)。

※本会の会員資格を喪失した場合(死亡含む)は、当制度から脱退していただきます。

※本人が脱退したとき(死亡含む)は、配偶者・子どもも脱退となります。脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし保険料期間中は保障が継続されます。

※一旦加入すれば、その後病気になるられても、原則として、加入資格を満たす限り同額以下の保障額で継続できます。

● 責任開始期(加入日)・保険期間について

★責任開始期(加入日) 2025年8月5日、中途加入は第2期2025年11月5日、第3期2026年2月5日、第4期2026年5月5日です。

★保険期間 1年間 発効/2025年8月5日(午前零時) 終期/2026年8月4日(午後12時) <毎年更新>

※特にお申し出のない限り、更新時74歳6ヶ月以下まで毎年自動的に更新します。

※74歳6ヶ月を超えた方は保険期間満了の日を以って脱退となります。

継続年齢満了後の「終身医療保障プラン」への移行について

継続年齢満了(74歳6ヶ月超)に伴う制度脱退時に、保険期間が終身の「終身医療保障プラン」へ無診査・無告知で移行することができます。

※医療保障マイセレクトに2年を超えて継続加入している等、所定の条件があります。詳細は対象者宛てに別途ご案内いたします。

※移行後の商品および取扱内容は、移行時に決まります。移行後の商品は、大樹生命の個人保険商品です。

● 中途加入・脱退について

・契約更新は年1回(8月5日)、中途加入は年3回可能です(下表をご参照ください)。また、職員の退職等による異動も各責任開始期での取扱いとなります。

	申込締切日	責任開始期(各日午前零時)	終期
第1期	2025年5月9日	2025年8月5日	2026年 8月4日 (午後12時) *毎年更新
第2期	2025年9月10日	2025年11月5日	
第3期	2025年12月10日	2026年2月5日	
第4期	2026年3月10日	2026年5月5日	

*第2・3・4期は中途加入扱いとなり、保険期間の終期はすべて2026年8月4日となります。以後、2026年8月5日より1年ごとに更新します。

● 保険金・給付金の受取人について

■本人の死亡保険金・災害死亡給付金については、受取人を個別に指定できますので、申込書にてご指定ください。(指定がない場合は約款に基づきます。)遺言による死亡保険金受取人・災害死亡給付金受取人の変更はできません。

■上記を除く給付金・保険金の受取人は、家族分も含めて本人(主契約の被保険者)となります。

● 指定代理請求人について

■本人の給付金(災害死亡給付金を除く)については、指定代理請求人の指定が可能です。本人(主契約の被保険者)が給付金の支払事由に該当した場合、受取人である本人が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が日本税理士共済会を経由して請求することができます。

(注)本人が給付金を請求する意思表示ができないと引受生命保険会社が認めたととき、本人が傷病名(がん等の引受生命保険会社が認める傷病名の場合)を告知されていないときなど

指定代理請求人は、本人が次の範囲の中から1名を指定してください。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人の直系血族(子、孫、父母、祖父母など)
- ③ 本人の3親等内の親族(兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪など)

給付金をご請求いただく際にも上記の範囲内であることが必要です。また、指定代理請求人は、上記の範囲内で変更することができます。

■三大疾病診断給付金、ガン診断給付金、介護給付金に指定されている代理請求人については、制度改定によりその指定が無効になり、新制度の指定代理請求人を改めてご指定いただく必要があります。なお、現在指定されている代理請求人を申込書に表示しておりますので、表示されている代理請求人から変更する意思表示がなければ新制度の指定代理請求人として再指定されたものとして取り扱うこととします。(これまでは、代理請求できる給付金が三大疾病診断給付金、ガン診断給付金、介護給付金に限られていました。)

● 加入方法・払込方法について

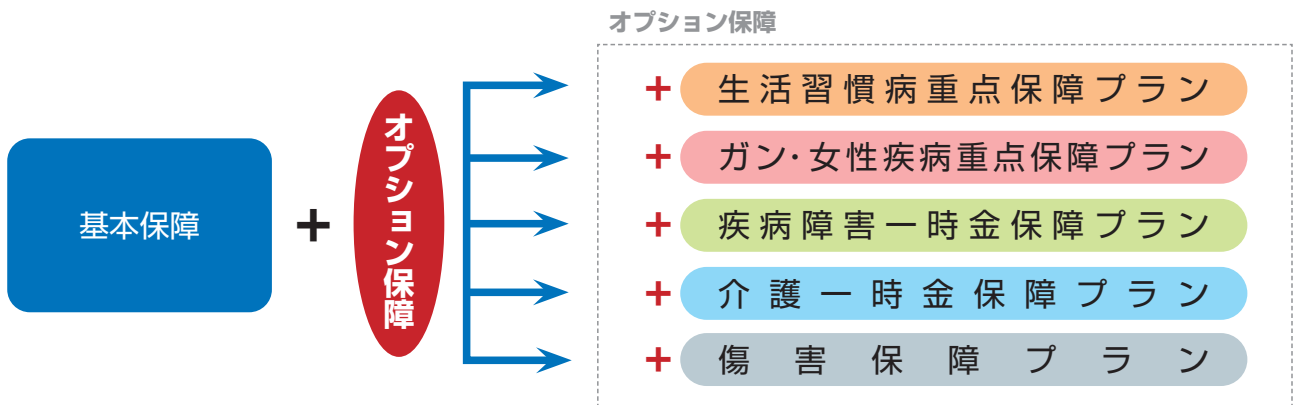
- ★加入方法 同封の〈2025年度 選べる「医療保障」マイセレクト申込書兼告知書〉に必要事項をご記入・ご押印いただき、共済会宛にお送りください。(不足分はお申し出ください。)
- ★払込方法 ご指定口座からの自動振替となります。年4回払い、7月・10月・1月・4月各月の23日(営業休日の場合は翌営業日)。申込書兼告知書受付後「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)」をお送りいたします。なお、配偶者・こどもは、本人と同一の口座よりの振替となりますのでご注意ください。
毎年初回(7月)の振替前に「口座振替のお知らせ」をお送りいたします(年1回)。10月・1月・4月にも同額を口座振替いたしますが、都度のご案内は差し上げておりませんのでご了承ください。

当制度は、日本税理士共済会が大樹生命保険株式会社(引受保険会社)と締結する無配当医療保障保険(団体型)契約に基づいて運営されます。当パンフレットは無配当医療保障保険(団体型)に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づきます。詳細は5頁以降の「保障内容について」をご覧ください。

保障内容と負担金

● 選べる「医療保障」マイセレクトの給付内容・保障内容

選べる「医療保障」マイセレクトは、基本保障への加入を前提として、5種類のオプションを組み合わせてのことにより、加入者のさまざまなニーズに応えることができるものです。



点線内の各プランへの加入は、基本保障への加入が前提です。

■ ご加入口数について

	基本	生活習慣病	ガン・女性疾病	疾病障害	介護	傷害
本人	1口～3口 *注3	1口 *注1 *注3	1口 *注1 *注3	1口～3口 *注1	1口～3口 *注1	1口～3口 *注1
配偶者	1口～2口 *注2 *注4	1口 *注1 *注2 *注4	1口 *注1 *注2 *注4	1口～3口 *注1 *注2	1口～3口 *注1 *注2	1口～3口 *注1 *注2
こども	1口 *注2	—	—	—	—	—

- *注1 プラン選択にあたっては、基本保障への加入が前提です。
- *注2 本人の当該プランへの加入および本人の加入口数以下が前提です。
- *注3 基本、生活習慣病、ガン・女性疾病の合算で4口までとなります。
- *注4 基本、生活習慣病、ガン・女性疾病の合算で3口までとなります。
- ★ご加入口数の変更(増額・減額)は年1回の更新時のみとなります。

選べる「医療保障」マイセレクトは、以下の無配当医療保障保険(団体型)の主契約およびその特約により運営されます。

基本保障	主契約入院給付金、主契約死亡保険金、短期入院特約、手術給付特約、家族特約(配偶者用)、家族特約(こども用)、長期入院特約IV型
生活習慣病重点保障プラン	生活習慣病入院特約、生活習慣病短期入院特約、生活習慣病手術給付特約、生活習慣病長期入院特約IV型、三大疾病診断給付特約
ガン・女性疾病重点保障プラン	ガン入院特約、ガン短期入院特約、ガン長期入院特約IV型、ガン手術給付特約、女性疾病入院特約、女性疾病短期入院特約、女性疾病長期入院特約IV型、女性疾病手術給付特約、ガン診断給付特約
疾病障害一時金保障プラン	疾病障害特約
介護一時金保障プラン	介護給付特約
傷害保障プラン	傷害特約

基本保障

加入口数は、本人最大3口、配偶者は2口、こどもは1口にて加入できます。ただし、生活習慣病重点保障プラン、ガン・女性疾病重点保障プランと合算で本人4口まで配偶者3口までとなります。配偶者・こどもは、本人の基本保障加入を前提として、本人基本保障口数以下でご加入ください。

*継続加入の場合で69歳6ヶ月超の方は1口が限度となります。
*基本保障および以下の各プランにおいて、保険金・給付金をお支払いできない場合がございます。詳細は7頁の「保険金・給付金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

入院給付金	責任開始期以後に発病した病気・けがで保険期間中に1泊2日以上入院のとき 1日につき(1口) 5,000円
手術給付金	責任開始期以後に発病した病気・けがで保険期間中に所定の手術をうけたとき 1回につき(1口) 5万円・10万円・20万円
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき ※何口ご加入されても100万円です。 100万円

生活習慣病重点保障プラン

加入口数は、本人・配偶者ともに1口のみ加入できます。ただし、基本保障、ガン・女性疾病重点保障プランと合算で本人4口まで配偶者3口までとなります。配偶者は、本人の当プランへの加入が前提となります。

*三大疾病診断給付金には、お支払いの対象にならないものもございます。
詳細は5頁以降の「保障内容について」をご覧ください。

生活習慣病入院給付金	責任開始期以後の「ガン」「糖尿病」「心疾患」「高血圧性疾患」「脳血管疾患」を直接の原因として保険期間中に1泊2日以上入院のとき 1日につき(1口) 5,000円
生活習慣病手術給付金	責任開始期以後の「ガン」「糖尿病」「心疾患」「高血圧性疾患」「脳血管疾患」を直接の原因として保険期間中に所定の手術をうけたとき 1回につき 5万円・10万円・20万円
三大疾病診断給付金	責任開始期以後に所定の「ガン」「急性心筋梗塞」「脳卒中」と診断され所定の状態となったとき 一時金(1口) 100万円

ガン・女性疾病重点保障プラン

加入口数は、本人・配偶者ともに1口のみ加入できます。ただし、基本保障、生活習慣病重点保障プランと合算で本人4口まで配偶者3口までとなります。配偶者は、本人の当プランへの加入が前提となります。

*ガン診断給付金には、お支払いの対象にならないものもございます。
※所定の女性疾病にはガンも含まれます。
詳細は5頁以降の「保障内容について」をご覧ください。

男性	ガン入院給付金	責任開始期以後の「ガン」を直接の原因として保険期間中に1泊2日以上入院のとき 1日につき(1口) 5,000円
	ガン手術給付金	責任開始期以後の「ガン」を直接の原因として保険期間中に所定の手術をうけたとき 1回につき 5万円・10万円・20万円
女性	女性疾病入院給付金	責任開始期以後の「女性疾病」を直接の原因として保険期間中に1泊2日以上入院のとき 1日につき(1口) 5,000円
	女性疾病手術給付金	責任開始期以後の「女性疾病」を直接の原因として保険期間中に所定の手術をうけたとき 1回につき 5万円・10万円・20万円
ガン診断給付金	責任開始期以後に所定の「ガン」と診断されたとき 一時金(1口) 100万円	

疾病障害一時金保障プラン

加入口数は、本人・配偶者ともに最大3口まで加入できます。本人・配偶者ともに基本保障加入を前提として、ご加入ください。配偶者の加入にあたっては、本人の当プラン加入および本人の加入口数以下の加入が前提となります。

疾病障害給付金	責任開始期以後に発病した病気により保険期間中に所定の疾病障害状態(別表1)になったとき 一時金(1口) 100万円 ※疾病障害給付金を支払った場合、特約は消滅します。なお、本人の特約が消滅した場合は、同時に配偶者の特約も消滅します。
---------	---

介護一時金保障プラン

加入口数は、本人・配偶者ともに最大3口まで加入できます。本人・配偶者ともに基本保障加入を前提として、ご加入ください。配偶者の加入にあたっては、本人の当プラン加入および本人の加入口数以下の加入が前提となります。

介護給付金	責任開始期以後に発病した病気またはけがで保険期間中に所定の要介護状態(「要介護状態の定義(6頁)参照)になったとき 一時金(1口) 100万円 ※介護給付金を支払った場合、特約は消滅します。なお、本人の特約が消滅した場合は、同時に配偶者の特約も消滅します。
-------	---

傷害保障プラン

加入口数は、本人・配偶者ともに最大3口まで加入できます。本人・配偶者ともに基本保障加入を前提として、ご加入ください。配偶者の加入にあたっては、本人の当プラン加入および本人の加入口数以下の加入が前提となります。

災害死亡給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または所定の感染症により死亡したとき (1口) 100万円
障害給付金	責任開始期以後の不慮の事故による傷害により、保険期間中に所定の身体障害状態(別表2)のいずれかに該当したとき 障害の程度により(1口) 10万円~100万円

- 基本保障・各プランの入院給付金・手術給付金・死亡保険金等は重複してお支払いします。
- 詳細な取扱いについては、5頁以降の「保障内容について」をご覧ください。

●選べる「医療保障」マイセレクトの負担金表（3ヵ月分／1回あたり振替金額 ＊年4回払い）

（単位：円）

本人・配偶者	基本保障			生活習慣病 重点保障 プラン	ガン・女性疾病 重点保障 プラン		疾病障害 一時金保障プラン			介護 一時金保障プラン			傷害保障プラン		
	1口	2口	3口		1口	男性1口	女性1口	1口	2口	3口	1口	2口	3口	1口	2口
15歳～19歳 (平成18年2月6日～平成22年8月5日)	4,455	6,840	9,225	450	255	980	30	60	90	30	60	90	120	240	360
20歳～24歳 (平成13年2月6日～平成18年2月5日)	5,310	8,550	11,790	450	255	1,455	30	60	90	30	60	90			
25歳～29歳 (平成8年2月6日～平成13年2月5日)	5,720	9,400	13,080	540	315	1,770	30	60	90	30	60	90			
30歳～34歳 (平成3年2月6日～平成8年2月5日)	5,990	9,940	13,890	825	420	1,825	60	120	180	30	60	90			
35歳～39歳 (昭和61年2月6日～平成3年2月5日)	6,245	10,390	14,535	1,335	615	1,905	60	120	180	30	60	90			
40歳～44歳 (昭和56年2月6日～昭和61年2月5日)	6,925	11,630	16,335	2,040	935	2,180	120	240	360	60	120	180			
45歳～49歳 (昭和51年2月6日～昭和56年2月5日)	7,975	13,530	19,085	3,165	1,470	2,765	180	360	540	150	300	450			
50歳～54歳 (昭和46年2月6日～昭和51年2月5日)	9,745	16,800	23,855	4,620	2,205	3,390	270	540	810	360	720	1,080			
55歳～59歳 (昭和41年2月6日～昭和46年2月5日)	12,150	21,040	29,930	6,940	3,285	4,365	480	960	1,440	560	1,120	1,680			
60歳～64歳 (昭和36年2月6日～昭和41年2月5日)	16,240	28,450	40,660	10,740	5,050	5,870	920	1,840	2,760	920	1,840	2,760			
65歳～69歳 (昭和31年2月6日～昭和36年2月5日)	23,095	40,970	58,845	15,935	7,355	8,035	1,750	3,500	5,250	1,600	3,200	4,800			
70歳～74歳 (昭和26年2月6日～昭和31年2月5日)	33,325	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

こども	基本保障1口
0歳～22歳 (平成15年2月6日～)	2,775

- 上記表の基本保障（本人・配偶者のみ）には、加入者1人あたり1,890円（3ヵ月分）の制度運営費を加算しております。
- 上記負担金は、本人加入者数500名～1,999名の場合です。
- 表示の負担金は概算であり、申込締切後の正規負担金と概算負担金が異なった場合は、初回から正規負担金を適用します。
- ご加入いただいた方には後日「ご加入内容のお知らせ」をお送りしますが、控えとして申込書兼告知書の写しを保管していただきますようお願いします。

※2012年より、生命保険料控除制度が改正されました。（詳細は、11頁「税務関係」をご確認ください。）

- ・基本保障部分については、以下の通り特約等に応じて控除対象が異なります。
- ・生活習慣病重点保障プラン、ガン・女性疾病重点保障プラン、疾病障害一時金保障プラン、介護一時金保障プランの負担金は介護医療保険料控除の対象となります。
- ・傷害保障プランの負担金は、いずれの保険料控除の対象からも外れます。

●基本保障の保険料内訳（制度運営費を除く）

（単位：円）

控除区分	保険年齢（歳）	年齢区分												
		15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	
介護医療 保険料控除	基本保障のうち特約部分 (短期入院特約、手術給付特約、 長期入院特約Ⅳ型)の保険料	1口	1,095	1,545	1,720	1,870	2,050	2,375	2,865	3,595	4,435	6,105	9,040	14,050
		2口	2,190	3,090	3,440	3,740	4,100	4,750	5,730	7,190	8,870	12,210	18,080	—
		3口	3,285	4,635	5,160	5,610	6,150	7,125	8,595	10,785	13,305	18,315	27,120	—
		こども	1,320	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
一般生命 保険料控除	基本保障のうち主契約 (上記特約部分以外)の保険料	1口	1,470	1,875	2,110	2,230	2,305	2,660	3,220	4,260	5,825	8,245	12,165	17,385
		2口	2,760	3,570	4,070	4,310	4,400	4,990	5,910	7,720	10,280	14,350	21,000	—
		3口	4,050	5,265	6,030	6,390	6,495	7,320	8,600	11,180	14,735	20,455	29,835	—
		こども	1,455	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

保障内容について

この「保障内容について」は、選べる「医療保障」マイセレクトのご契約に関する大切な事項を記載したものです。お申し込みにあたっては、必ずお読みください。

■各給付の保障内容について

【基本保障】

給付金	保障範囲
短期入院給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として1泊2日以上入院した場合、入院給付金日額×入院日数をお支払いします。支払限度日数は、1入院につき4日分、通算60日分となります。
入院給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院した場合、入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めて4日)をお支払いします。支払限度日数は、1入院につき1,000日分、通算1,095日分となります。
手術給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として所定の手術を受けた場合、手術1回につき、入院給付金日額の10倍または20倍または40倍をお支払いします。同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、給付金をお支払いします。
死亡保険金	保険期間中に死亡したときお支払いします。

※基本保障および以下の各プランにおいて、給付金・保険金をお支払いできない場合がございます。詳細は7頁に記載の「保険金・給付金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

【生活習慣病重点保障プラン】

給付金	保障範囲
生活習慣病短期入院給付金	責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として1泊2日以上入院した場合、生活習慣病入院給付金日額×入院日数をお支払いします。支払限度日数は、1入院につき4日分、通算60日分となります。
生活習慣病入院給付金	責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院した場合、生活習慣病入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めて4日)をお支払いします。支払限度日数は、1入院につき1,000日分、通算1,095日分となります。
生活習慣病手術給付金	責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として所定の手術を受けた場合、手術1回につき、生活習慣病入院給付金日額の10倍または20倍または40倍をお支払いします。同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、給付金をお支払いします。
三大疾病診断給付金	責任開始期以後、保険期間中に以下に該当した場合にお支払いします。 ① 所定のガンに罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし、以下のガンは対象となりません。 (1) 責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物 (2) 上皮内ガン (3) 皮膚ガン(皮膚の悪性黒色腫を除く) ② 所定の急性心筋梗塞を発病し、60日以上労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。(労働制限を必要とする状態とは、軽家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。) ③ 所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。 ※三大疾病診断給付金はお支払いの条件に合致した都度お支払いします。 ただし、ガンを原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合で、当該給付金の支払の原因となったガンおよび当該ガンから転移したと確認されたガン(原発巣(最初にガンが発生した場所)が同じであると保険会社が認めたガン)については、三大疾病診断給付金を支払いません。また、急性心筋梗塞または脳卒中を原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合には、当該給付金の支払の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中(これらと医学上重要な関係があると保険会社が認めた疾病を含みます。)については三大疾病診断給付金を支払いません。

【ガン・女性疾病重点保障プラン】

給付金	保障範囲
ガン短期入院給付金	責任開始期以後に発病した所定のガンを直接の原因として、保険期間中に治療を目的として1泊2日以上入院した場合、ガン入院給付金日額×入院日数をお支払いします。支払限度日数は、1入院につき4日分、通算60日分となります。
ガン入院給付金	責任開始期以後に発病した所定のガンを直接の原因として、保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院した場合、ガン入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めて4日)をお支払いします。支払限度日数は、1入院につき1,000日分、通算1,095日分となります。
ガン手術給付金	責任開始期以後に発病した所定のガンを直接の原因として、保険期間中に治療を目的として所定の手術を受けた場合、手術1回につき、ガン入院給付金日額の10倍または20倍または40倍をお支払いします。同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、給付金をお支払いします。
女性疾病短期入院給付金	責任開始期以後に発生した所定の女性疾病*を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として1泊2日以上入院した場合、女性疾病入院給付金日額×入院日数をお支払いします。支払限度日数は、1入院につき4日分、通算60日分となります。
女性疾病入院給付金	責任開始期以後に発生した所定の女性疾病*を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院した場合、女性疾病入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めて4日)をお支払いします。支払限度日数は、1入院につき1,000日分、通算1,095日分となります。
女性疾病手術給付金	責任開始期以後に発生した所定の女性疾病*を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として所定の手術を受けた場合、手術1回につき、女性疾病入院給付金日額の10倍または20倍または40倍をお支払いします。同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、給付金をお支払いします。

【ガン・女性疾病重点保障プラン】（つづき）

給付金	保障範囲
ガン診断給付金	<p>責任開始期以後、保険期間中に所定のガンに罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、以下のガンは対象となりません。</p> <p>(1) 責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物</p> <p>(2) 上皮内ガン</p> <p>(3) 皮膚ガン（皮膚の悪性黒色腫を除く）</p> <p>※ ガン診断給付金はお支払いの条件に合致した都度お支払いします。</p> <p>ただし、ガンを原因としてガン診断給付金が支払われた場合で、当該給付金の支払の原因となったガンおよび当該ガンから転移したと確認されたガン（原発巣（最初にガンが発生した場所）が同じであると保険会社が認めたガン）については、ガン診断給付金を支払いません。</p>

* 所定の女性疾病とは以下のとおりです。

「悪性新生物（ガン）、乳房・女性性器または泌尿器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物、乳房および女性性器の疾患、妊娠・分娩および産褥の合併症、卵巣機能障害、泌尿器系の疾患、貧血、甲状腺の疾患、循環器系の疾患、消化器系の疾患、慢性関節リウマチ」のうち所定の疾病

【疾病障害一時金保障プラン】

給付金	保障範囲
疾病障害給付金	<p>責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の疾病障害状態に該当したときに疾病障害給付金をお支払いします。また、疾病障害給付金をお支払いした場合、その被保険者についての特約は消滅します。</p> <p><例：お支払いする主なケース></p> <p>① 両眼の視力に著しい障害を有するもの</p> <p>② 四肢の機能に障害を有するもの</p> <p>③ 両耳の聴力に著しい障害を有するもの</p> <p>④ 永続的な人工透析療法を受けたもの</p> <p>(※) 別表1（7～8頁）参照</p>

【介護一時金保障プラン】

給付金	保障範囲
介護給付金	<p>責任開始期以後に発生した傷害または発症した疾病を直接の原因として、保険期間中に「寝たきり」や「認知症」により、所定の要介護状態（公的介護保険の認定基準とは異なります）が180日以上継続したとき介護給付金をお支払いします。（その場合その被保険者についての特約は消滅します。）</p> <p><要介護状態の定義></p> <p>次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 常時寝たきり状態で、下記のaに該当し、かつ、下記のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態。</p> <p>a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。</p> <p>b. 衣服の着脱が自分ではできない。</p> <p>c. 入浴が自分ではできない。</p> <p>d. 食物の摂取が自分ではできない。</p> <p>e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。</p> <p>(2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。</p>

【傷害保障プラン】

給付金	保障範囲
災害死亡給付金	<p>責任開始期以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険期間中かつその事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき、または責任開始期以後に発病した所定の感染症（注）を直接の原因として死亡したときお支払いします。</p> <p>(注) コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りません。）※新型コロナウイルス感染症は5類感染症のため所定の感染症には該当しません。</p>
障害給付金	<p>責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険期間中かつその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態（第1級～第6級）のいずれかに該当したとき、障害の程度により、災害死亡給付金の100～10%の障害給付金をお支払いします。</p> <p><例：お支払いするケースと障害給付金額></p> <p>① 両眼の視力を全く永久に失ったもの（第1級に該当）→災害死亡給付金の100%</p> <p>② 1眼の視力を全く永久に失ったもの（第3級に該当）→災害死亡給付金の50%</p> <p>③ 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの（第4級に該当）→災害死亡給付金の30%</p> <p>(※) 別表2（8頁）参照</p>

■各種給付金のお支払いについて

* 各種給付金のお支払いは責任開始期以後保険期間中に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とするものに限りません。さらに、各種入院・手術給付金については、責任開始期以後保険期間中に、医療法に定める日本国内にある病院・診療所（四肢における骨折・脱臼・捻挫または打撲に関し施術を受けるため、保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含む。）または保険会社がそれと同等と認めた日本国外の医療施設に、医師（保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含む。）による治療が必要で、かつ、自宅などでの治療が困難な場合に治療を目的として入院・手術した場合に限り（人間ドックや美容手術等は対象外です。）。ただし入院については、責任開始期以前の病気または不慮の事故を直接の原因とする場合であっても、当該被保険者の責任開始期から起算して2年を経過した後に入院を開始した時は、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなします。

* 各種給付金（主契約部分を除く）の支払対象となる疾病および各種手術給付金の支払対象となる手術の種類・給付倍率については、大樹生命ホームページ https://www.taiju-life.co.jp/for_corporations/guidebook/ を参照願います。

* 各種給付金の支払限度日数について、契約が更新された場合にも更新前の支払日数（1入院、通算とも）は引き継がれます。

* 各特約の通算支払限度に達した場合には、その特約は消滅します。

■保険金・給付金をお支払いできない主な場合

次の場合には免責または解除等となり、保険金・給付金をお支払いできませんので、お申込みの際、特にご注意ください。
また、増額(口)された場合には増額(口)部分についても適用されます。

◆死亡保険金

- その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内のその被保険者の自殺 ●保険契約者の故意 ●死亡保険金受取人の故意
- 戦争その他の変乱(ただし、その程度に応じて保険金を全額または削減してお支払いすることがあります。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

◆その他の給付金(該当するものがマル)

	〈基本保障〉 入院給付金 短期入院給付金 手術給付金	災害 死亡 給付金	障害 給付金	介護 給付金	〈ガン〉 (三大疾病) 診断 給付金	疾病 障害 給付金	〈ガン〉 〈女性疾病〉 〈生活習慣病〉 入院給付金 短期入院給付金 手術給付金
① 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき	●	●	●	●	●	●	●
② 保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失によるとき	●	●	●	●		●	
③ 被保険者の犯罪行為によるとき	●	●	●	●			
④ 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき	●	●	●				
⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき	●	●	●				
⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき	●	●	●				
⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき	●	●	●				
⑧ 被保険者の薬物依存によるとき	●			●		●	
⑨ 地震、噴火、津波によるとき *注	●	●	●				
⑩ 戦争その他の変乱によるとき *注	●	●	●	●			
⑪ 被保険者の自殺行為によるとき				●			

*注：該当被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険会社はその程度に応じ、給付金の全額または削減した金額をお支払いすることがあります。

◆死亡保険金・その他の給付金 共通

- 入院、手術等の原因となる疾病・傷害が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、加入(増額)日から起算して2年を経過した後開始した入院・手術については、加入(増額)日以後の原因によるものとして入院給付金・手術給付金をお支払いします(疾病障害給付金については、告知義務違反による解除に関する規定に定める告知義務違反がない場合は、経過年数にかかわらずお支払いの対象となります。)
- 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があつて保険契約者またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき
- 保険契約者・被保険者または受取人が、保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

■主契約(入院給付金)の留意点

*入院給付金のお支払い事由に該当する入院(以下、該当入院という。)を2回以上した場合でそれぞれの入院の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一または医学上重要な関係があると保険会社が認めた場合、1回の入院とみなします。ただし、前回の該当入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな該当入院とみなします。また、該当入院である転入院または再入院をした場合にはそれを証する書類があり、かつ、保険会社がこれを認めたときは継続した1回の入院とみなします。

*該当入院を開始したときまたは入院中に次のいずれかの事由に該当した場合は、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。

- ① その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
- ② その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

*被保険者が入院給付金のお支払いの対象となる入院の期間中に保険期間が満了した場合には、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分を更新しない場合であっても、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

*責任開始期以後に発生した所定の支払事由のうち、同時に2種類以上の手術を受けられた場合は最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術給付金をお支払いします。

■生活習慣病重点保障プラン、ガン・女性疾病重点保障プランの留意点

*生活習慣病重点保障プラン、ガン・女性疾病重点保障プランの各種特約の給付金支払に際し、提出された診断書上に対象となる傷病名・手術名が明記されていれば、本人(主契約の被保険者)が知っている(告知を受けている)ものとして本人に給付金をお支払いします。

■疾病障害特約(疾病障害一時金保障プラン)の留意点

別表1(疾病障害給付金の対象となる疾病障害状態)

- (a) 両眼の視力に著しい障害を有するもの
- (b) 両耳の聴力に著しい障害を有するもの
- (c) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (d) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (e) 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (f) 両上肢のおよび指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとつさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
- (g) 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (h) 両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの
- (i) 四肢の機能に障害を有するもの
- (j) 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの

(k) 次の疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血管疾患、高血圧、骨盤内臓器の障害

(l) 両上肢のおや指を欠き、かつ、両上肢のひとさし指または中指を欠くもの

(m) 1 上肢のすべての指を欠くもの

(n) 両下肢のすべての指を欠くもの

(o) 1 下肢を足関節以上で欠くもの

(p) 永続的な人工透析療法を受けたもの

※ (a)～(k) までのいずれかに該当した場合は、その疾病障害状態がその該当した日から起算して 180 日以上継続したと医師によって診断されたとき。

■傷害特約（傷害保障プラン）の留意点

* 傷害特約は、責任開始期以後保険期間中の不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内でかつ保険期間中に死亡もしくは別表2に定めるいずれかの身体障害状態に該当したとき、または責任開始期以後に発病した所定の感染症（所定の感染症とは、コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎〈ポリオ〉、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。）を直接の原因として死亡した時に一時金をお支払いします。（新型コロナウイルス感染症は5類感染症のため所定の感染症には該当しません。）ただし、身体障害状態のうち別表2に定める第1級～第6級に該当する場合はご加入の給付金額に該当等級の給付割合を乗じた額を一時金としてお支払いします。（別表2において2種目以上に該当する場合は保険約款に基づきお支払いします。）また、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、給付割合の通算支払限度割合は100%を限度とし、100%に達した時点で当該被保険者についてこの特約は消滅します。

別表2（障害給付金の対象となる身体障害状態および災害死亡給付金に対する給付割合）

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1 上肢および 1 下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1 手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1 足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢を永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1 足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1 足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

特に重要なお知らせ(契約概要) 無配当医療保障保険(団体型)

- この『特に重要なお知らせ(契約概要)』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員(配偶者および子どもを含む)が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各項目の詳細については、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、9・10頁の「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」についてもご確認ください。

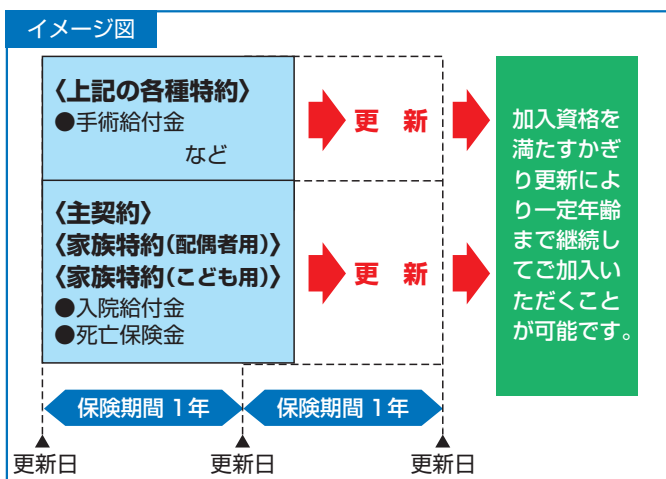
1. 商品名称

この制度は、無配当医療保障保険(団体型)(以下「主契約」)および以下の特約により運営されます。

【特約】 家族特約(配偶者用)、家族特約(子ども用)、短期入院特約、長期入院特約(IV型)、手術給付特約、生活習慣病入院特約、生活習慣病短期入院特約、生活習慣病長期入院特約(IV型)、生活習慣病手術給付特約、ガン入院特約、ガン短期入院特約、ガン長期入院特約(IV型)、ガン手術給付特約、女性疾病入院特約、女性疾病短期入院特約、女性疾病長期入院特約(IV型)、女性疾病手術給付特約、三大疾病診断給付特約、ガン診断給付特約、介護給付特約、傷害特約、疾病障害特約

2. 商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、病気やけがによる所定の入院等の保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



※保障内容、負担金、加入資格等の制度内容は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

※加入する入院給付金日額は当パンフレットの該当箇所より選択してご加入ください。

3. 保険期間について

- ・保険期間は1年間です。(中途加入の場合は、つぎの更新日の前日までです)
- ・更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。また、具体的な保険期間・更新の限度につきましては当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
- ・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

4. 負担金について

負担金は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。負担金、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

5. 給付金をお支払いする主な事由

給付金をお支払いする主な事由は次のとおりです。お支払い事由、お支払い金額、お支払い限度等の給付金に関する詳細は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

- 責任開始期以後の傷害または疾病によって以下のお支払い事由に該当した場合

名称	お支払い事由
入院給付金	治療を目的として保険期間中に5日以上継続して入院した場合
短期入院給付金	治療を目的として保険期間中に2日以上継続して入院した場合
手術給付金	治療を目的として保険期間中に所定の手術を受けた場合

- その他

この制度には上記の他、生活習慣病入院給付金、生活習慣病短期入院給付金、生活習慣病手術給付金、ガン入院給付金、ガン短期入院給付金、ガン手術給付金、女性疾病入院給付金、女性疾病短期入院給付金、女性疾病手術給付金、疾病障害給付金、三大疾病診断給付金、ガン診断給付金、介護給付金、災害死亡給付金、障害給付金、死亡保険金があります。お支払いする事由等は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

6. 配当金について

この保険には配当金はありません。

7. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

- お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入(金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。

【保険契約者連絡先】 日本税理士共済会 03-5740-0321

- ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。

【引受生命保険会社連絡先】

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

9. 引受生命保険会社

この保険の引受生命保険会社は、以下のとおりです。

大樹生命保険株式会社 本店：

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

特に重要なお知らせ(注意喚起情報) 無配当医療保障保険(団体型)

- この『特に重要なお知らせ(注意喚起情報)』は、ご加入のお申込みの際に特にご注意ください事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員(配偶者および子どもを含む)が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 各項目の詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、9頁の「特に重要なお知らせ(契約概要)」についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことから記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

1. 健康状態について、加入申込者ご本人が有るのままを告知してください(告知義務)。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受生命保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、配偶者や子どもが加入される場合には、その配偶者や子どもにも内容を周知いただきますようお願いいたします。

2. 生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話ししたいても告知したことになります。

生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

3. 傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするものではありません。

引受生命保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただきます、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。解除した場合には、保険金・給付金はお支払いできません。また、すでに払い込まれた負担金は返金されません。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた負担金は返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

1. お申込みの撤回について

この保険へのご加入のお申込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

2. 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受生命保険会社にご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は所定の「加入(増額)日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件(加入者数等)を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
・生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

4. 保険金・給付金をお支払いできない主な事由について

保険金・給付金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。詳細は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

- * 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人の故意または重大な過失
- * 被保険者の犯罪行為
- * 被保険者の精神障害を原因とする事故
- * 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- * 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- * 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- * 被保険者の薬物依存
- * 地震・噴火または津波
- * 戦争その他の変乱
- * 被保険者の自殺行為
- * 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

* 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき

- * 入院・手術等の原因となる疾病・傷害が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、加入(増額)日から起算して2年を経過した後に開始した入院・手術については、加入(増額)日以後の原因によるものとして入院給付金・手術給付金をお支払いします
- * 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

5. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金・給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820
ホームページアドレス: <https://www.seihohogo.jp/>

6. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金・給付金額等が削減されることがあります。

7. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、ご加入者さまの個人情報をお取り扱いします。ご加入の際には、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照いただき、同意のうえお申込みください。

8. お手続きおよび照会、ご相談・苦情窓口について

○お手続きおよび照会窓口について

この保険の「加入(金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。

○保険金・給付金のお支払いに関するお手続きについて

- ・本人(主契約の被保険者)が給付金の支払事由に該当した場合は、受取人である本人が給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険契約者を經由して請求することができます。詳しくは当パンフレットの該当箇所に記載しております。* 指定代理請求人に対してお支払事由および代理請求ができる旨お伝えください。* 給付金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して本人からその給付金のご請求を受けてもお支払いできません。* 故意に給付金の支払事由を生じさせた方、または故意に給付金を本人が請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人として給付金をご請求いただけません。* 指定代理請求人は本人の代理でご請求いただける方であり、給付金の受取人は本人となります。* 申込書に指定代理請求人の指定がない場合には代理請求できません。
- ・保険金・給付金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。
- ・お支払い事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットの該当箇所にも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- ・保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。

[保険契約者連絡先] 日本税理士共済会 03-5740-0321

○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受生命保険会社連絡先]

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

9. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

その他のご案内

● 税務関係

■負担金は、制度運営費および傷害保障プランの負担金を差し引いた金額のうち、基本保障の特約部分（短期入院特約、手術給付特約、長期入院特約Ⅳ型）の保険料、生活習慣病重点プラン、ガン・女性疾病重点プラン、疾病障害一時金保障プラン、介護一時金保障プランの負担金が介護医療保険料控除の対象となり、基本保障の主契約（前述特約部分以外）の保険料が一般生命保険料控除の対象になります。（所得税法第76条）

※制度運営費は、お一人あたり1,890円（3ヶ月 本人・配偶者のみ）

★控除証明書 配偶者・子どもは本人の控除証明書に合算されて記載されます。

■死亡保険金・災害死亡給付金は、相続税法により、保険金受取人が本人の法定相続人のとき、みなし相続財産として「500万円×法定相続人数」まで非課税となります。（所得税法第3条、第12条）

■各種入院給付金、各種手術給付金、三大疾病診断給付金、ガン診断給付金、介護給付金、各種障害給付金は一切非課税です。（所得税法施行令第30条）

*2024年11月現在の税制に基づいた記載です。今後、税制改正が行われた場合には記載の内容と相違することがあります。個別の取扱いについては、所轄の税務署・国税局へご確認ください。

● その他の留意点

*生活習慣病重点保障プラン、ガン・女性疾病重点プラン、疾病障害一時金保障プラン、介護一時金保障プラン、傷害保障プランは基本保障（主契約）の消滅と同時に消滅します。

（生活習慣病重点保障プラン、ガン・女性疾病重点プラン、疾病障害一時金保障プラン、介護一時金保障プラン、傷害保障プランのみの継続は不可。）

*基本保障100名（配偶者・子ども含まず）が維持できなかった場合は、制度存続できません。

*当制度は無配当医療保障保険（団体型）ですので配当金（配分金）はありません。

◆「医療保障保険契約内容登録制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

無配当医療保障保険（団体型）、医療保障保険（団体型）または医療保障保険（個人型）（以下「医療保障保険」といいます。）にご契約いただいた場合、当社（大樹生命保険株式会社）は、生命保険制度が健全に運営され、入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。

●当社は、（一社）生命保険協会および（一社）生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

●医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、当社は、（一社）生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

●（一社）生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、（一社）生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

●各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

●当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社の担当者にお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ）当社が不適切な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

(1) 被保険者の氏名、生年月日および性別 (2) 保険契約の種類（医療保障保険） (3) 治療給付率 (4) 入院給付金日額 (5) 保険契約の種類が無配当医療保障保険（団体型）または医療保障保険（団体型）の場合、保険契約者名 (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、保険契約者の住所（市・区・郡まで） (7) 契約日
その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「医療保障保険契約内容登録制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/medical_security.htm）をご確認ください。

◆生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820 HP アドレス <https://www.seihohogo.jp/>

◆個人情報の取扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、日本税理士共済会（保険契約者）は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのために使用し、日本税理士共済会が保険契約を締結する引受保険会社（大樹生命保険株式会社）へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、日本税理士共済会上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き、日本税理士共済会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が制限されています。

■引受保険会社 大樹生命保険株式会社（引受割合 100%）